

東証マザーズ指数先物取引等の導入に伴う「手数料に関する規則」等の一部改正について

2016年5月17日
株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

株式会社大阪取引所にて本年7月19日に予定されている東証マザーズ指数先物取引、台湾加権指数先物取引、FTSE中国50先物取引及びJPX日経インデックス400オプション取引（以下「東証マザーズ指数先物取引等」という。）の導入に伴い、手数料に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) JPX日経インデックス400オプション取引の清算価格の決定方法

- ・ 当社が別に定める方法により理論価格として算出した数値を清算価格として定める。

(備考)

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条

(2) 緊急清算数値等の取扱い

- ・ OSEに上場する東証マザーズ指数先物取引等に係る緊急清算数値及び緊急清算価格に関する取扱いを定める。

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第4条

(3) 東証マザーズ指数先物取引等の清算手数料

- ・ OSEに上場する東証マザーズ指数先物取引等に係る清算手数料を定める。

- ・ 手数料に関する規則別表

(4) その他

- ・ その他所要の改正を行う。

- ・ 手数料に関する規則第2条

3. 施行日

2016年7月19日から施行する。

以上

「手数料に関する規則」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、当社は、当社の利益が損なわれない措置が講じられる場合に限り、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、別表に定める清算手数料率等の変更又は清算手数料の割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年7月19日以後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>(清算手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">清算手数料の算出の基準及び清算手数料率</p> <p>1 業務方法書の<u>取扱い</u>第3条第2項第1号及び第7号から第10号までに掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
(略)			(略)		
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)		(略)		
	東証株価指数先物取引 (Mini取引)、 東証マザーズ指数先物取引、 TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引 (注1)	(略)	(略)	東証株価指数先物取引 (Mini取引)、 TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引 (注1)	(略)
	(略)		(略)		
	NYダウ先物取引、 インドNifty50先物取引、 台湾加権指数先物取引及び FTSE中国50先物取引 (注1)	(略)	(略)	NYダウ先物取引及び インドNifty50先物取引 (注1)	(略)
	(略)		(略)		
	業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	TOPIXオプション取引	(略)	(略)	業務方法書第2項第6号に掲げる指数オプション取引

	及びJ PX日 経イン デック ス40 0 オブ ション 取引 (注 1)	(略)	(略)	(注 1)	(略)	(略)	
(注1)～(注5) (略)				(注1)～(注5) (略)			

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(オプション取引に係る清算価格)</p> <p>第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。</p> <p>(1) 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、<u>東証株価指数(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。))が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引及び<u>J P X日経インデックス400(株式会社日本取引所グループ、東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。))が算出するJ P X日経インデックス400をいう。以下同じ。)</u>に係る指数オプション取引の各銘柄</p> <p>当社が別表「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>(2) 日経平均(日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)に係るオプション取引の各銘柄</p> <p>次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該a及びbの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>a・b (略)</p>	<p>(オプション取引に係る清算価格)</p> <p>第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。</p> <p>(1) 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引<u>及び</u>東証株価指数(株式会社東京証券取引所が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。)に係る指数オプション取引の各銘柄</p> <p>当社が別表「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>(2) 日経平均(<u>株式会社</u>日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)に係るオプション取引の各銘柄</p> <p>次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該a及びbの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。</p> <p>a・b (略)</p>

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

2 業務方法書の取扱い第20条の8の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、同第20条の8第1項第1号中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、同項第2号中「立会終了前」とあるのは「午前11時まで」と、同項第2号c中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条 (略)

2 業務方法書の取扱い第20条の8の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により業務方法書の取扱い第2条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、同第20条の8第1項第1号中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、同項第2号中「立会終了前」とあるのは「午前11時まで」と、同項第2号c中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、業務方法書の取扱い別表第2中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc.が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはNational Stock Exchange of India Limitedが開設する外国金融商品市場において取引

<p>者による算出若しくは配信が不能となった場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ (S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引、National Stock Exchange of India Limitedが開設する外国金融商品市場において取引されているNifty 50 (India Index Services & Products Limitedが算出するNifty 50をいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数 (Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで) においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。</p>	<p>されているNifty 50 (India Index Services & Products Limitedが算出するNifty 50をいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで) においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。</p>
<p>3 第2条の規定 (第1項第2号を除く。) は、取引証拠金規則第23条の規定により有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びJPX日経インデックス400に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示</p>	<p>3 第2条の規定 (第1項第2号を除く。) は、取引証拠金規則第23条の規定により有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び東証株価指数に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段 (指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)」とあるのは「緊急清算価格算</p>

<p>示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表の2. 中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表の3. 中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。</p>	<p>出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表の2. 中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表の3. 中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年7月19日以後の当社が定める日から施行する。</p>	